

介護老人保健施設サニーヒル菅沢 利用料金について

施設サービスの利用者負担

1 保険給付の自己負担額

保険給付の利用者負担額は、下記の介護費用額に負担割合証に記載の割合を乗じた額となります。以下は、特にことわりがない限り、1日あたりの介護費用額です。

基本サービス費

介護度	基本型		在宅強化型		その他型	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要介護1	7,010	7,750	7,420	8,220	6,870	7,590
要介護2	7,460	8,230	8,140	8,960	7,310	8,070
要介護3	8,080	8,840	8,760	9,590	7,920	8,660
要介護4	8,600	9,350	9,320	10,150	8,430	9,160
要介護5	9,140	9,890	9,880	10,700	8,930	9,680

※ご利用になる前月までの当施設の実績に応じて、厚生労働大臣が定める基準に該当する型が算定されます。

上記基本サービス費に以下の介護費用額が加算されます。

- *当施設は、配置する介護職員の内、介護福祉士を一定基準以上配置しておりますので、介護従事者の配置状況により180円（サービス提供体制強化加算Ⅰイ）が加算されます。また、夜勤帯の職員を手厚く配置することにより240円（夜勤職員配置加算）が加算されます。
- *入所後30日間は、300円（初期加算）が加算されます。
- *入所後3ヶ月以内の期間に短期集中的にリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションを行った日に限り、2,400円（短期集中リハビリテーション実施加算）が加算されます。また、同様の期間に認知症であると医師が判断した方の生活機能改善を目的に集中的に個別にリハビリテーションを行った場合に、1週に3日を限度として、2,400円（認知症短期集中リハビリテーション実施加算）が加算されます。
- *若年性認知症の利用者に対して、個別の担当者を定めてサービス提供をした場合には、1,200円（若年性認知症利用者受入加算）が加算されます。
- *管理栄養士による栄養ケア・マネジメントを行っていることについて140円（栄養マネジメント加算）が加算されます。
- *疾病治療の直接手段として、医師の食事せんに基づき、療養食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、流動食を除く胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食）を提供した場合は、1日に3回を限度として、1回につき60円（療養食加算）が加算されます。
- *低栄養リスクの高い利用者に対して、多職種が協同して低栄養状態を改善するための計画を策定

し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行った場合、1月につき3,000円（低栄養リスク改善加算）が加算されます。

*利用者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合、1回につき4,000円（再入所時栄養連携加算）が加算されます。

*現に経管栄養により食事を摂取している方に、経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、180日を限度として、280円（経口移行加算）が加算されます。

*現に経口により食事を摂取し、摂食機能障害や誤嚥を有する方に、医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種の者が共同して食事の観察及び会議等を行い経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合は、6月以内の期間に限り、1月につき4,000円（経口維持加算Ⅰ）、1,000円（経口維持加算Ⅱ）が加算されます。

*歯科医師又は指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成され、歯科医師又は指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対し口腔ケアの技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合は、1月につき300円（口腔衛生管理体制加算）が加算されます。また、この要件のもと、歯科医師又は指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合、1月につき900円（口腔衛生管理加算）が加算されます。

*排泄障害等のため排泄に介護を要する利用者に対して、多職種が協同して支援計画を策定し、その計画に基づき支援を行った場合、支援開始から6月以内、1月につき1,000円（排せつ支援加算）が加算されます。

*利用者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合、3月に1回を限度として、1回につき100円（褥瘡マネジメント加算）が算定されます。

*利用者の病状が重篤になり、救急救命医療が必要となった場合に、緊急的な治療管理として投薬・注射・検査・処置等を行った場合は、1月に1回（1回につき連続する3日間）を限度として、5,180円（緊急時治療管理加算）が加算されます。

*肺炎、尿路感染症又は带状疱疹について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合、1月に1回（1回につき連続する7日間）を限度として、2,390円（所定疾患施設療養費Ⅰ）、4,800円（所定疾患施設療養費Ⅱ）が加算されます。

*多剤投薬されている利用者の処方方針を施設の医師とかかりつけ医が事前に合意し、その処方方針に従って減薬した場合、退所時に1,250円（かかりつけ医連携薬剤調整加算）が加算されます。

*認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に入所が必要であると医師より判断された方が入所した場合は、最初の7日間は2,000円（認知症行動・心理症状緊

急対応加算) が加算されます。

* 外泊された場合には、1月に6日を限度として上記基本サービス費に代えて3,620円(外泊時費用)となります。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。

* 医師より回復の見込みがないと判断され、ターミナルケアに係る計画が作成されターミナルケアが行われた場合は、1,600円(死亡日以前4~30日)、8,200円(死亡日前日及び前々日)又は16,500円(死亡日)が加算されます(ターミナルケア加算)。

* 入所前から退所時まで計画的な支援等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

- ① 入所期間が1か月を超える見込みの方の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に、退所後の居宅を訪問し、施設サービスの策定や診療方針を決定した場合 次のいずれかの額
 - ・退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合 4,500円(入所前後訪問指導加算Ⅰ)
 - ・退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合 4,800円(入所前後訪問指導加算Ⅱ)
- ② 入所期間が1月を超える利用者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該利用者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 4,000円(試行的退所時指導加算)
- ③ 退所時において、利用者の主治医、居宅介護支援事業所又は社会福祉施設等に対し、文書をもって利用者の処遇に必要な情報を提供した場合 5,000円(退所時情報提供加算)
- ④ 退所に先立って、利用者が利用者の希望する居宅介護支援事業所の担当者に対し、文書を添えて退所後の居宅サービスに必要な情報を提供し連携かつ調整を行った場合 5,000円(退所前連携加算)
- ⑤ 退所後に訪問看護等が必要と認められ、訪問看護ステーション等に対し指示書を交付した場合 3,000円(訪問看護指示加算)
- ⑥ 認知症の診断が必要と判断され、文書を添えて認知症疾患医療センター等へ紹介を行った場合 3,500円(認知症情報提供加算)
- ⑦ 地域連携診療計画を作成している医療機関を退院してから入所され、入所中この計画に基づいて治療等を行い、医療機関へ診療情報を文書で提供した場合 3,000円(地域連携診療計画情報提供加算)

* 基本型で在宅復帰・在宅療養支援等指標などの要件を満たした場合、340円(在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ)及び在宅強化型で在宅復帰・在宅療養支援等指標などの要件を満たした場合、460円(在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ)が加算されます。

* 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、上記合計額の3.9%が加算されます。

* 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)として、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を除く上記合計額の2.1%

が加算されます。

2 利 用 料

① 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）

- ・従来型個室 1,668 円
- ・多 床 室 377 円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費となります。）

なお、外泊中にも居住費をいただくこととなります。

② 食費（1日当たり） 1,392 円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費となります。）

なお、外泊中は食費はいただきませんが、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり食費をいただくこととなります。

③ おやつ代（1食当り） 102 円

④ おしぼり代（1日当り） 31 円

手指消毒のための紙おしぼりやペーパータオル等の費用です。ご希望されない場合は、ご自身でご用意いただき処分等についてもご自身で行っていただきます。

⑤ 電気使用料（1日当り）

テレビ・冷蔵庫：102 円、毛布・あんか：51 円、ラジオ：31 円等

居室に備え付けられたもの以外を使用する場合にお支払いいただきます。

⑥ 理容代（1回あたり）

カット・顔そり：2,343 円、丸坊主：2,241 円、カットのみ：1,731 円、顔そりのみ：1,731 円
理容をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑦ 私物の洗濯代 31 円／点 私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

⑧ 特別個室料 509 円

⑨ 販売物 実費

⑩ 教養娯楽費 実費

⑪ 文書料 普通証明書：550 円、健康診断書：1,650 円、詳細な診断書：3,300 円